

千葉県警察交通反則通告センターに関する訓令

昭和43年7月30日

本部訓令第11号

千葉県警察交通反則通告センターに関する訓令を次のように定める。

千葉県警察交通反則通告センターに関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、千葉県警察の組織に関する規則（平成6年公安委員会規則第15号）に基づき、交通部交通指導課に附置する千葉県警察交通反則通告センター（以下「通告センター」という。）の組織および運用等について必要な事項を定めることを目的とする。

(通告センターの設置等)

第2条 通告センターの事務を処理するため千葉市に通告センターを置き、松戸市、銚子市、茂原市および木更津市に支所を置く。

2 通告センターの名称、位置および管轄区域は、別表のとおりとする。

(所掌事務)

第3条 通告センターにおいては、次の事務をつかさどる。

- (1) 告知報告の受理および審査に関すること。
- (2) 反則金の納付の通告、是正通告および是正通知に関すること。
- (3) 公示通告に関すること。
- (4) 反則金相当額または反則金の返還に関すること。
- (5) 反則者の事情聴取に関すること。
- (6) 不納付事件等の刑事手続に関すること。
- (7) 交通反則該当事件として家庭裁判所または検察庁から逆送された事件の処理に関すること。
- (8) 納付書の交付または再交付に関すること。
- (9) その他交通反則通告制度に関すること。

(通告事務の専決)

第4条 通告にかかわる事務の専決は、千葉県警察の処務に関する訓令（昭和60年本部訓令第5号）第7条に定めるところによる。

(公示通告の場所)

第5条 公示通告は、通告センターおよび支所の掲示板に掲示して行なう。

(その他)

第6条 この訓令に定めるもののほか、通告センターの事務の処理に関し必要な事項は、別に定める。

別表

通告センターの名称、位置および管轄区域

名称	位置	管轄区域
千葉県警察交通反則通告センター	千葉市中央区長洲1丁目9番1号	千葉中央、千葉東、千葉西、千葉南、千葉北、習志野、八千代、船橋、船橋東、佐倉、四街道、成田、空港、印西、山武、東金、市原の各警察署の管轄する区域
千葉県警察交通反則通告センター松戸支所	松戸市松戸558番地2	鎌ヶ谷、市川、行徳、浦安、松戸、松戸東、野田、柏、流山、我孫子の各警察署の管轄する区域
千葉県警察交通反則通告センター銚子支所	銚子市春日町1922番地の2	香取、銚子、旭、匝瑳の各警察署の管轄する区域
千葉県警察交通反則通告センター茂原支所	茂原市早野新田7番地	茂原、いすみ、勝浦の各警察署の管轄する区域
千葉県警察交通反則通告センター木更津支所	木更津市潮見1丁目1番5号	木更津、君津、富津、館山、鴨川の各警察署の管轄する区域